

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

令和7年4月1日現在
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
井上 宏子	消費生活アドバイザー
小山田 玲子	北海道大学病院感染制御部 看護師長
窪田 生美	札幌市手稲区保健福祉部保健担当部長
高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究院 准教授
多米 淳	一般社団法人札幌市医師会 副会長
段林 君子	弁護士
富樫 武弘	公益財団法人北海道結核予防会 医療参与
丹羽 祐而	北海道教育振興会 顧問
水落 隆志	札幌商工会議所 常務理事
水野 健司	北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店 副支店長

任期:令和8年7月 11 日まで

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(平成 30 年3月 29 日規則第 13 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例(平成 26 年条例第 43 号)第7条の規定に基づき、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、有識者会議の議長となる。

3 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初の有識者会議の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要領

平成 30 年 7 月 18 日
保健福祉局医務監決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）に基づく札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）について、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（平成 30 年規則第 13 号）に定める事項のほか、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 この有識者会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 全庁横断的な体制構築、外部機関との相互連携などの実施体制について
- (2) 発生段階別サーベイランスの実施、様々な情報の収集・分析の方策について
- (3) 市民・医療機関に対する情報提供、共有方法等の検討について
- (4) 個人・地域・社会レベルでの予防・まん延防止策の実施について
- (5) 医療機能を確保するための方策について
- (6) 市民生活及び経済への影響を最小限とするための対策について
- (7) その他必要な事項について

(組織)

第 3 条 この有識者会議は、次のいずれかの分野に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 医療体制
- (2) 公衆衛生
- (3) 感染症対策
- (4) 社会経済機能
- (5) インフラ機能
- (6) 市民生活

(分科会)

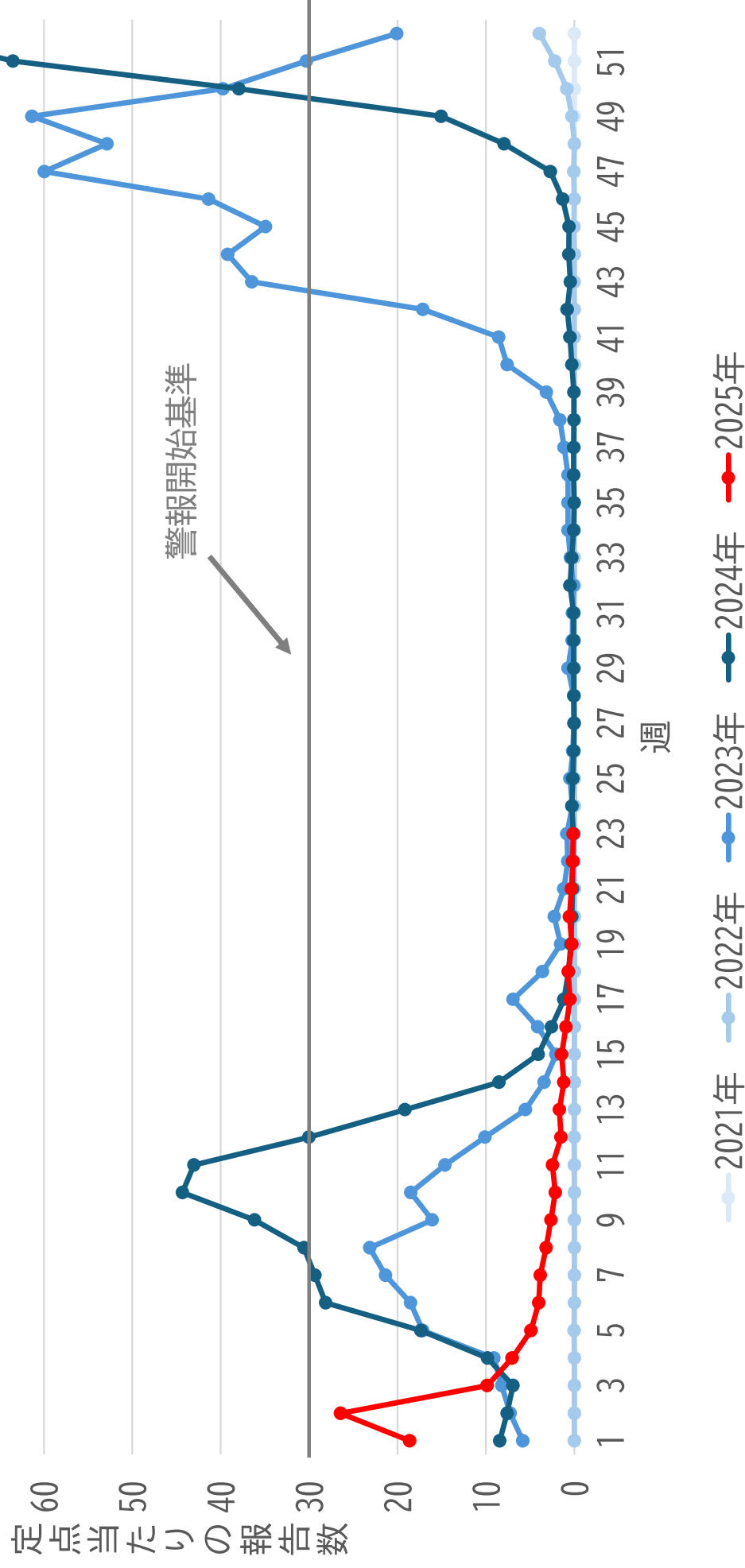
第 4 条 有識者会議に、課題別の専門的な評価及び助言を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

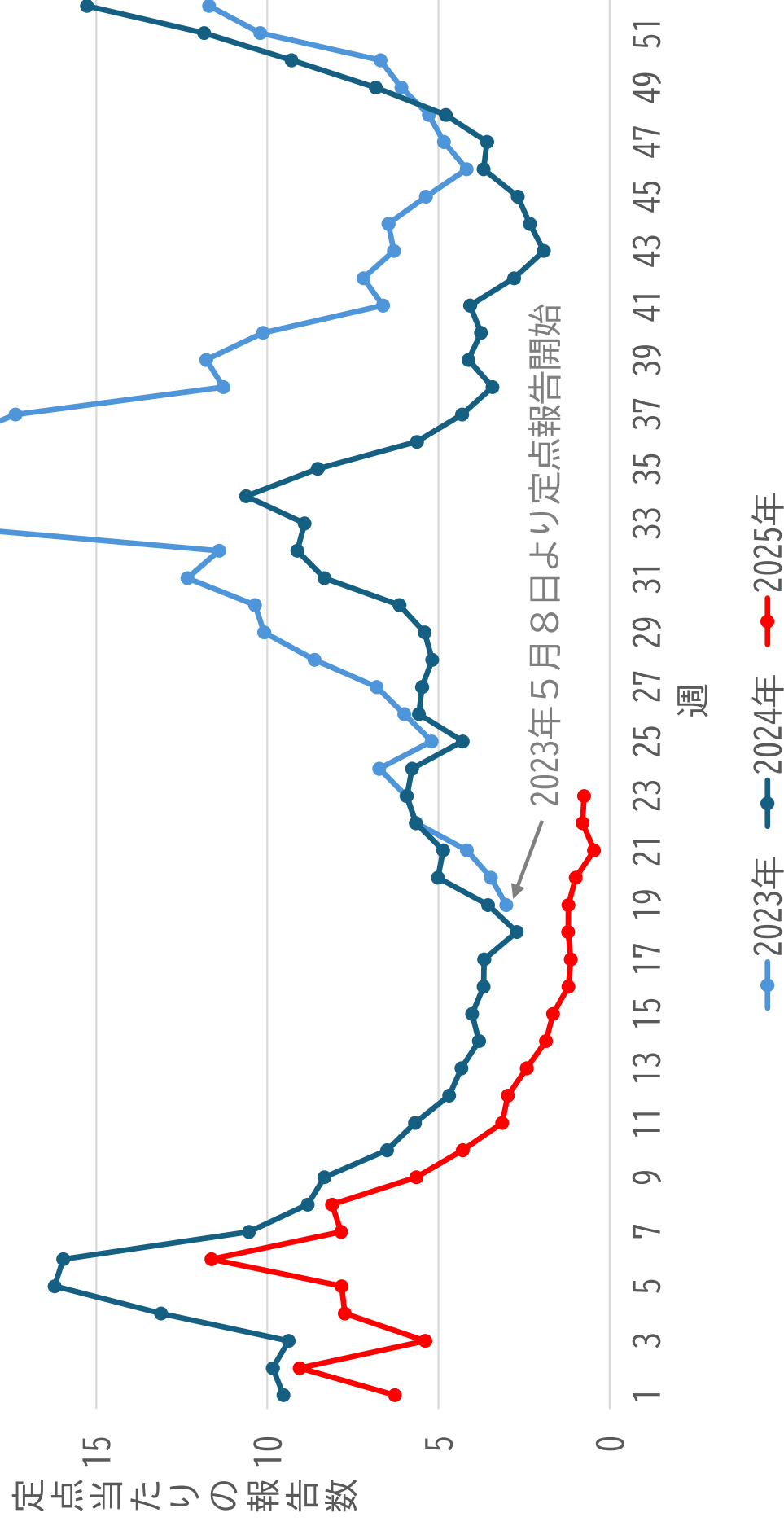
- 2 分科会は、課題別に必要に応じて開催する。
- 3 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
- 5 分科会の結果は、有識者会議に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

1 主な感染症の発生状況

2025年第23週時点
(6/2～6/8)インフルエンザ
定点当たり報告数グラフ

2025年第23週時点
(6/2～6/8)COVID-19
定点当たり報告数グラフ

3 札幌市における主な感染症の発生状況等について

資料4

2 急性呼吸器感染症（A R I）サーベイランス

目的

急性呼吸器感染症の症例定義に一致する患者数及び収集した検体の検査により、急性呼吸器感染症の発生動向の把握、また、新興感染症の発生や増加を迅速に探知

症例定義

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例
※発熱の有無は問わない

患者定点医療機関からの報告

定点医療機関から症例定義に合致する患者数の報告を受ける。

病原体定点医療機関から回収した検体の検査

急性呼吸器感染症病原体定点の医療機関が該当する患者の検体を採取し、衛生研究所で検査する。

【検査項目】

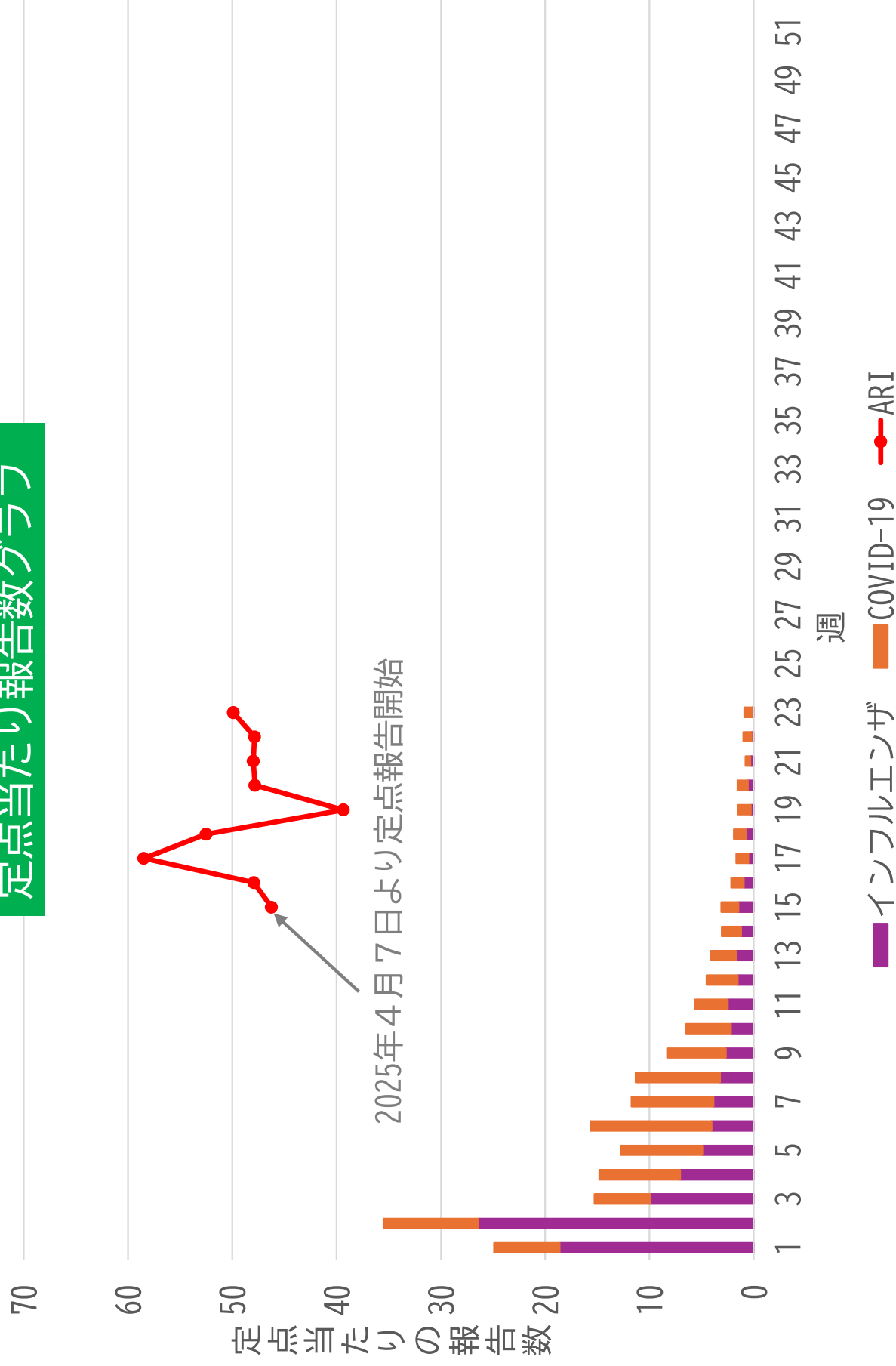
インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、ヒトメタニューモウイルス、RSウイルス、ライノウイルス、エンテロウイルス など

4 札幌市における主な感染症の発生状況等について

資料4

2025年第23週時点
(6/2～6/8)

急性呼吸器感染症（ARI）
定点当たり報告数グラフ



新型コロナウイルス対応を踏まえて、令和5年度から3年間で4つの感染症関係計画の策定・改定を予定

新：新規策定 **改**：改定

令和5年度

令和6年度

令和7年度

新 札幌市感染症予防計画

札幌市の感染症対策の基本指針

- 計画期間は令和6～11年度
- 感染症全般を対象とし、感染症危機に備えるため、平時・有事の札幌市の取組を規定
- 数値目標の設定

項目	
PCR検査実施能力（流行初期）	500件/日
〃（流行初期以降）	3,770件/日
研修・訓練回数（平時）	3回/年
保健所人員確保数（流行初期）	400人

※ 流行初期は国公表後1カ月、流行初期以降は国公表後6カ月

根拠法令：感染症法

新 札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画（感染症編）

保健所・衛生研究所の感染症有事体制強化の手引き

- 新型コロナウイルス対応を踏まえた業務フローを想定
- 新興感染症を対象に、**流行開始から1か月間**において想定される業務量に対する**保健所の人員体制等**を規定

有管理体制の段階 応援区分	段階3 (国による発生の公表後1カ月以降)	
	兼務配置	50人
職域応援		104人
局内応援		80人
全庁応援		155人
配置人数計		389人

根拠法令：地域保健法に基づく基本指針

改 札幌市新型コロナウイルス等対策行動計画

感染症危機発生時の札幌市の行動指針

- 新興感染症を対象とし、**平時の備え、有事の対応として札幌市が実施すべき対策**を規定
- 札幌市感染症対策本部（全庁体制）による対応
- ※ 現行計画は平成26年8月に改定

根拠法令：新型コロナウイルス等対策特措法

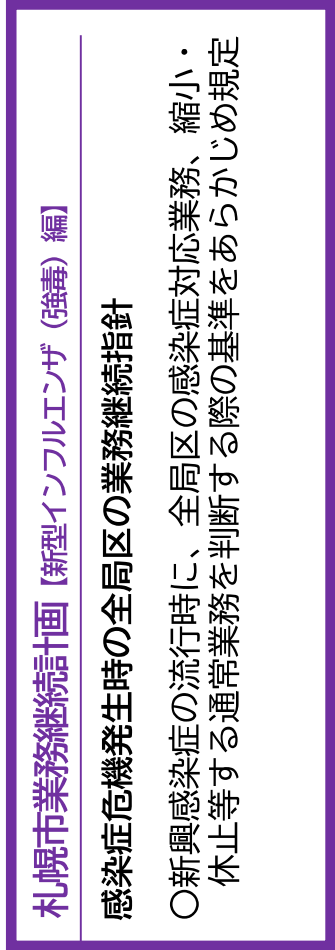
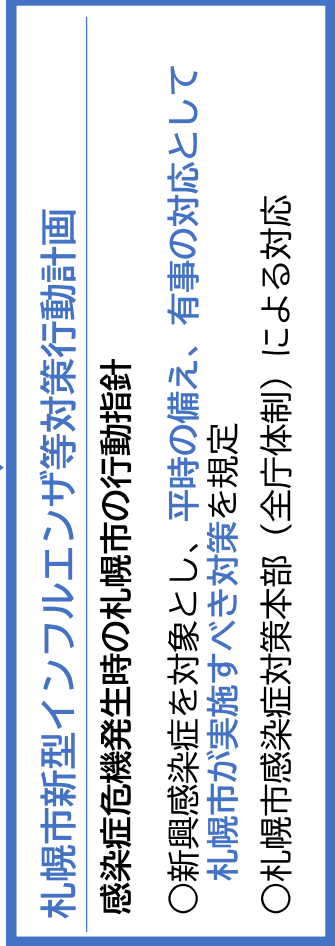
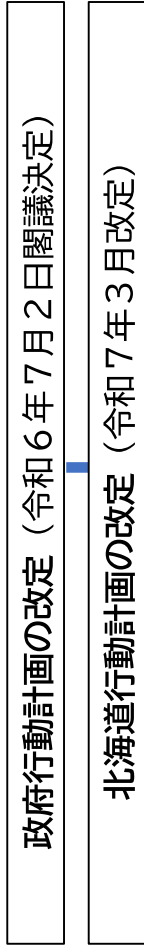
改 札幌市業務継続計画【新型コロナウイルス（強毒）編】

感染症危機発生時の全局区の業務継続指針

- 新興感染症の流行時に、全局区の感染症対応業務、縮小・休止等する通常業務を判断する際の基準をあらかじめ規定
- ※ 現行計画は平成24年3月に策定

2 令和7年度の感染症関連計画の改定について

令和7年度は、国及び北海道の行動計画の改定を踏まえて、感染症危機発生時の行動指針となる「**札幌市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画**」と感染症危機発生時の通常業務も含めた各局区業務の継続・縮小等の判断の指針となる「**札幌市業務継続計画【新型コロナウイルス（強毒）編**】」の2つの計画を改定する。



スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行動計画	案作成		案照会、庁内調整			企画調整システム	議会報告	議会報告	パブコメ	最終調整		公表
業務継続計画	案作成		第1回 市有識 者会議			第2回 市有識 者会議		第3回 市有識 者会議			第4回 市有識 者会議	公表
			全局区業務整理、庁内調整			企画調整システム	議会報告	議会報告		最終調整		公表

1 計画の位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村の行動計画
- 新型コロナウイルス感染症等発生時に迅速に対処するため、あらかじめ対応策を整理し、平時の備えの充実を図るための計画

2 新型コロナウイルス感染症等対策の目的

- 流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小になるようにする。

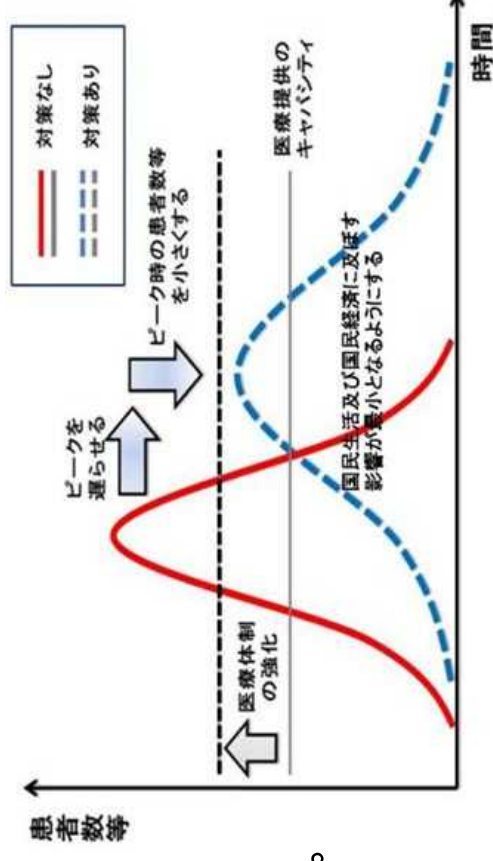
3 改定の背景と方向性

- 令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、政府が約10年ぶりに政府行動計画を抜本的に改定
- 令和7年3月、政府行動計画の改定を受けて、北海道が北海道行動計画を改定



「札幌市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」改定の方向性

- 政府行動計画及び北海道行動計画に基づくとともに、札幌市感染症予防計画等の関連計画との整合性を確保
- 令和5年12月に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応に係る検証報告書」の反映
- 各局の役割分担や札幌市感染症対策本部体制(全庁体制)を整理



4 政府行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 対象感染症の拡充

幅広い感染症に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症だけでなく、新型コロナウイルス感染症などの呼吸器感染症も対象に追加

(2) 主な改定内容

発生段階

6期	①未発生期	④市内発生早期
	②海外発生期	⑤市内感染期
	③国内発生早期	⑥小康期



発生段階の区分を変更・統合

3期	①準備期・・・対象感染症未発生 of 段階。いわゆる平時。
	②初期期・・・対象感染症発生 of 探知段階
	③対応期・・・対象感染症 of 拡大段階

対策項目

6項目	①実施体制
	②サーベイランス・情報収集
	③情報提供・共有
	④予防・まん延防止
	⑤医療
	⑥生活・経済 of 安定確保



取組項目を拡充し、内容 of 精緻化

13項目	①実施体制	⑦ワクチン
	②情報収集・分析	⑧医療
	③サーベイランス	⑨治療薬・治療法
	④情報提供・共有、	⑩検査
	リスクコミュニケーション	⑪保健
	⑤水際対策	⑫物資
	⑥まん延防止	⑬生活・経済 of 安定確保

5 対策項目ごとの主な取組

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応)
①実施体制	■ 実践的な訓練の実施 ■ 初動体制の整備、強化 ■ 国、北海道等との連携強化 ■ 行動計画等の点検	■ 庁内連絡会議の開催 ■ 保健所・衛生研究所の有事体制への移行 ■ 全庁対応への移行準備 ■ 札幌市感染症対策本部の設置	■ 国の基本的対処方針に基づいた対策の実施 ■ まん延防止等重点措置への対応 ■ 緊急事態措置への対応(札幌市新型コロナウイルス等対策本部の設置、市内の総合調整等)
②情報収集・分析	■ 新型コロナウイルス等の情報収集	■ 発生状況等に係る情報収集 ■ リスク評価を踏まえた体制移行の準備 ■ 市民等への情報提供	■ 情報収集・分析に基づく包括的なリスク評価の実施 ■ リスク評価に基づく感染症対策の判断、実施及び見直し
③サーベイランス	■ 平時の感染症サーベイランス(下水サーベイランスを含む)の実施 ■ 医療機関におけるシステムによる届出などDXの推進 ■ 国と連携した人材育成	■ 疑似症サーベイランスの開始 ■ 全数把握等のサーベイランスの強化 ■ サーベイランスから得られた情報の市民等への共有	■ 流行状況に応じたサーベイランスの継続(全数報告から定点報告への移行等) ■ 下水サーベイランス等、市独自の取組の実施

5 対策項目ごとの主な取組

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応)
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 感染症に関する情報提供・共有 ■ 偏見や差別、偽・誤情報に関する啓発 ■ コールセンター等の設置準備	■ 流行拡大に備えた科学的知見等に基づく正確な情報の提供、共有 ■ 偏見や差別、偽・誤情報への対応 ■ コールセンター等の設置	■ 初動期の対応の継続 ■ リスク評価に基づく情報発信の決定・見直し
⑤水際対策	■ 検疫所との連携体制の構築	■ 検疫所・医療機関との連携強化 ■ 国・北海道と連携し、居宅等待機者等への健康監視の実施	■ 初動期の対応の継続
⑥まん延防止	■ 基本的な感染対策の普及 ■ 緊急事態宣言発令時の外出自粛要請など対策強化に向けた理解促進	■ 患者の発生に備え、患者や濃厚接触者への対応の確認(入院勧告・措置、外出自粛要請等)	■ 患者・濃厚接触者への対応等の措置を実施 ■ 事業者への感染対策の徹底の要請 ■ 医療機関、高齢者施設等における感染対策強化
⑦ワクチン	■ ワクチン接種体制の構築に向けた準備 ■ 特定接種に向けた登録事業者の登録	■ ワクチン接種体制の構築	■ ワクチン接種の実施 ■ ワクチンや予防接種に係る情報の提供 ■ 予防接種健康被害救済制度への対応

5 対策項目ごとの主な取組

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対応方針に基づく対応)
⑧医療	■ 医療措置協定(病床確保・発熱外来等)の推進 ■ 宿泊措置協定の推進 ■ 訓練等による実行性の確保、DXの推進 ■ 相談センターの準備	■ 感染症指定医療機関の患者受入体制の確保 ■ 市内医療提供体制に係る市民等への周知 ■ 予防計画に基づく医療提供体制・検査体制の確保 ■ 相談センターの整備	■ 流行状況に応じた医療提供体制の拡充 ■ 入院、宿泊療養、自宅療養の振り分け ■ 相談センターの強化
⑨治療薬・治療法	■ 医療機関等への情報提供・共有体制の整備	■ 治療薬等の流通管理及び適正使用の指導等	■ 治療薬等の流通管理及び適正使用の指導等の継続
⑩検査	■ 衛生研究所の検査体制の整備 ■ 検査等措置協定の推進	■ 検査方法の確立 ■ 検査能力の確保状況の確認	■ 衛生研究所及び検査等措置協定に基づく民間検査機関等による検査体制の拡充、段階的な体制の切替え

5 対策項目ごとの主な取組

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応)
⑪保健	■ 保健所及び衛生研究所等の有事体制の整備 ■ 業務継続計画(BCP)の策定、DXの推進 ■ 研修、訓練等を通じた人材育成	■ 保健所・衛生研究所の有事体制への移行 ■ 感染症指定医療機関の患者受け入れ体制の確保 ■ 相談センターの整備 ■ 市民向けのコールセンター等の設置	■ 相談対応、検査・サーベイランス、疫学調査、入院調整等の感染症対応業務の実施 ■ 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
⑫物資	■ 感染症対策物資等の備蓄 ■ 感染症対策物資に係る関係機関との連携	■ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	■ 初動期の対応の継続
⑬生活・経済の安定確保	■ 支援実施に係る仕組み、情報共有体制の整備、手続きのDX推進 ■ 事業者への業務継続計画の策定、柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨 ■ 物資及び資材の備蓄	■ 事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請 ■ 生活関連物資等の安定供給に関する市民・事業者への呼び掛け	■ 要生活支援者、事業者への支援 ■ 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を目的とした対応

1 目的と策定の経緯

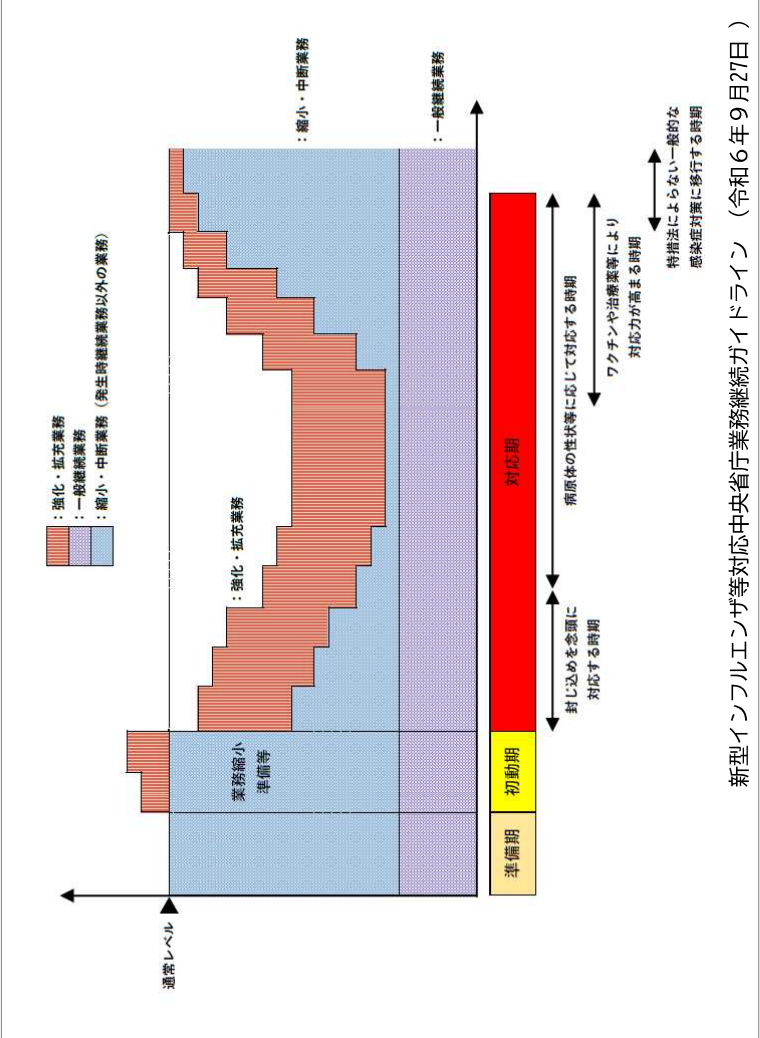
感染症危機発生時では、本人や家族の感染等で出勤できる職員の減少など、平時と異なる状況下での業務執行が求められる。業務継続計画は、各職場における業務の優先順位などをあらかじめ定めておき、感染症危機発生時に適切に業務を執行することを目的としている。

2009年(平成21年)の新型コロナウイルス(A/H1N1)対応の経験を踏まえ、2012年(平成24年)に策定した。

業務継続における地震被害と新興感染症による被害の相違

項目	地震	新興感染症
被害の対象	- 施設・設備等の社会インフラ等のハード面での被害が大きい - 人的被害は大きくなる可能性あり	自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	被害は一定地域に限定される	被害は全世界的であり、国内全域に及ぶ
被害の期間	過去の事例等から一定程度の想定が可能	長期化すると考えられるが、影響予測が困難
災害発生と被害制御	- 主に兆候なく突発的 - 余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能	- 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 - 被害規模は感染対策により左右される
業務継続方針	災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る	感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める

新型コロナウイルス等発生時の業務量の変化（イメージ）



2 被害状況の想定目的

職員本人のり患やり患した家族の看病、感染者と濃厚接触した職員の外出自粛等により、職員の最大40%程度が出勤できない場合を想定

3 内容

業務の継続・縮小の基本的な考え方を示した計画本文に加え、各局区の各課単位で以下の2点を整理した業務整理表を作成

① 業務の優先順位を整理

- ・ 通常業務を、継続、縮小、休止・中断に分類
- ・ 感染症危機発生時に新たに発生（業務量の増加を含む）する業務の有無を確認

② 人員計画を策定

- ・ 人員減少時・業務縮小時に必要な職員数等を整理する

4 改定方針

以下の3点を踏まえて、計画を改定する。

- ①新型コロナウイルスの経験、②行動計画の改定内容、③機構定数などの庁内組織・事務分掌の変更反映

業務の区分	内容
新たに発生する業務	新興感染症発生時・流行時において、優先的に実施すべき業務。行動計画において取り組むこととされている業務等であって新興感染症発生・流行時に新たに発生し、又は業務量が増加する業務として、通常業務とは区別して位置づける。
通常業務	縮小や休止・中断をすると、市民生活や札幌市としての基本的機能に重大な影響を与えるため、継続しなければならぬ業務。 （該当業務の例） ① 市民の生命を守るための業務 ② 病院、入所施設の管理・運営 ③ 道路・上下水道、清掃等のライフライン維持管理 ④ 消防・災害対策に関する業務 ⑤ 市の継続業務を実施するための環境を維持する業務 ⑥ 職員の健康管理、生活維持に係る業務 ⑦ 市民生活に必要なサービス等提供業務 ⑧ 医療・保健（新興感染症に係るものを除く。） ⑨ 休止すると重大な法令違反となる業務
継続業務	
縮小業務	業務の実施方法について工夫し、縮小が可能な業務。新たに発生する業務、継続業務、休止・中断業務以外の業務は、全て縮小業務に区分する。
休止・中断業務	休止・中断しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務。実施することにより感染拡大につながる業務。不急の業務。 （該当業務の例）不特定多数の市民が集まる場や機会を提供する業務

1 協定締結関連

分野	概要
医療提供体制	北海道が各医療機関等と締結する医療措置協定への協力 ※既存の医療機関については、令和6年度にすべて意向を確認済のため、変更申請のみ対応
移送体制	- 札幌市消防局との協定締結にむけた協議 ＜札幌市感染症予防計画：第7-2-(1)> 札幌市保健所は、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、救急搬送体制の確保の観点にも十分留意した役割分担について、札幌市消防局と協議し、協定を締結するものとする。 ※厚生労働省と消防庁の協議により、令和6年9月に示された基本的な考え方等にもとづき協議 - その他、民間移送事業者との協議 ※新型コロナウイルス感染症流行時に移送事業者として協力をいただいた事業者（介護タクシー、民間救急）を中心に協議。

2 備蓄品の確保

分野	概要
医薬品	抗インフルエンザ治療薬の流通備蓄の実施（株モロオ）
個人防護具等	個人防護具等の流通備蓄契約締結に向けた協議（医療機器卸売事業者）



・全身防護型の防護服の購入

3 研修、訓練 : 予防計画数値目標「研修・訓練回数（平時：年3回）」

① 保健所感染症対応力向上訓練

<概要>

実施日：令和7年6月11日（水）
対象者：保健所職員等（令和7年度新任職員が中心）
内容：感染症対応の基礎知識、PPE着脱
感染症危機発生時の役割分担等の確認

② 職域応援職員研修

<概要>

実施日：令和7年12月頃（予定）
対象者：保健所以外に在籍する職域応援の対象となる
職種（医師、保健師、衛生）の職員
内容：感染症対応の基礎知識、感染症危機発生時
の役割分担等の確認

③ エボラ出血熱（1類感染症）患者移送訓練

<概要>

実施日：令和7年10月頃（予定）
出席者：保健所職員、消防局職員等
内容：エボラ出血熱（1類感染症）発生時の対応を
想定した対応訓練（消防車両の感染対策等）

④ 感染症危機管理対応訓練（情報伝達訓練）

<概要>

実施日：令和7年12月頃（予定）
出席者：市長、副市長、各局長
内容：「札幌市感染症対策本部」の模擬開催
（初動対応の手順と各局区の対策事項の確認）



R7年2月開催 情報伝達訓練

4 医療機関等が行う感染症版BCP※策定促進事業

<令和7年度事業（予定）>

① 医療機関等に対する感染症版BCP策定の啓発

- ・医療機関、高齢者施設等を対象としたセミナー開催
（BCP策定ニーズの掘り起こし、事例紹介）

② 医療機関に対する感染症版BCP策定支援

- ・市内15以上の医療機関に対する策定支援（参考：R6は5医療機関に支援）
 - 相談窓口の設置
 - 専門家派遣（専門家：感染管理認定看護師、医療コンサル、社会保険労務士）

③ 令和6年度に作成した「感染症版BCP策定の手引き」の更新

※ 感染症版BCPとは

新興感染症流行時に、通常診療に加え、
新興感染症を含む感染症患者の受け入れ
体制を整備するほか、入院患者や職員に
感染者が発生した場合においても、混乱
なく診療を継続できるよう策定する診療
継続計画。